



2026 年 7 月 9 日

各 位

会 社 名 黒 田 グ ル ー プ 株 式 会 社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 中山 浩三
(コード番号：287A 東証スタンダード市場)
問合せ先 執行役員 社長室長 島 文貴
(TEL. 03-6685-5115)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026 年 7 月 24 日
(2) 処分する株式の種類 及び数	当社普通株式 31,485 株
(3) 処分価額	1 株につき 1,105 円
(4) 処分総額	34,790,925 円
(5) 処分予定先	当社の執行役員（※） 7 名 31,485 株 ※当社の取締役を兼務する執行役員を含む。

2. 処分の目的及び理由

本日、当社取締役会の決議及び当社報酬制度検討会議の決定により、コーポレートガバナンス・コード上の要請及び株主利益の共有を目的として、割当予定先である当社の執行役員 7 名（当社の取締役を兼務する執行役員を含む。以下、「割当対象者」という。）に対し金銭報酬債権合計 34,790,925 円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式 31,485 株を割り当てることといたしました。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、本自己株式処分による希薄化の規模は、2026 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数 44,683,980 株に対し 0.07%（小数点以下第 3 位を四捨五入。計算にあたり新株予約権による潜在株式数は除く。）と軽微であるため、譲渡制限付株式を交付する報酬制度の目的に照らして合理的であると考えております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

2026 年 7 月 24 日から割当対象者が当社の執行役員を退任する日までの間

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他

一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

② 譲渡制限付株式の無償取得

本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。

③ 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間中、継続して、当社の執行役員の地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、当社の執行役員を退任した場合には、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式につき、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、S M B C日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものといたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合には、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、2026年6月から当該承認の日を含む月までの月数を10で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

この場合には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものといたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2026年7月8日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,105円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上